

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

準 備 書 面 4 3

平成 24 年 9 月 25 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

被告国準備書面(13)（提出図面（乙 26、27、33、34）誤認の理由）における 4 つの不可解と求釈明

目 次

第 1	はじめに.....	3
第 2	国が主張する図面を誤った経緯.....	3
1	国の挙げる前提事実.....	3
2	国の挙げる図面を誤った経緯に関する事実.....	4
第 3	国の主張における 4 つの不可解と求釈明.....	6
1	本件設計概要図と本件事業地表示図の写しを事業認可後に関係自治体に送付できたという不可解.....	6
2	求釈明 その 1.....	7
3	平成 19 年 2 月の関東地整建政部職員の不可解な行動.....	7
4	求釈明 その 2.....	8
5	下書きであることが判明したという不可解.....	9

6	求釈明 その3.....	9
7	本件水色ファイルが最後まで発見されなかったという不可解	9
8	求釈明 その4.....	10

第1 はじめに

- 1 国は、平成24年6月19日付け上申書において、本件鉄道事業認可の申請書に添付された設計概要図及び事業地表示図として提出した書証(乙第26号証の1、2及び乙第27号証の1、2)が、いずれも本件鉄道事業認可の申請書に添付された図面ではなく、別の図面の写しであったことが判明したとして、同日の口頭弁論期日において、本件鉄道事業認可の申請書に添付された図面として、乙第33号証の1、2及び乙第34号証の1、2を提出した。
- 2 その後、国は、提出図面を間違えた経緯について主張した準備書面(13)を提出し、その主張を裏付ける証拠として、乙第35号証ないし46号証を提出した。
- 3 原告らが、国の準備書面(13)及び乙第35号証ないし46号証を受領してから間がないことから、同証拠を検討した上での反論は、別途準備するが、本準備書面では、さしあたって、国の準備書面(13)を一読しただけでも、明らかに疑問と思われる点について、指摘するとともに、これに関連する求釈明を行う。

第2 国が主張する図面を誤った経緯

1 国の挙げる前提事実

国は、図面を誤った経緯の前提として、以下の事実を挙げる。

- (1) 平成14年7月8日付けの通達は、関東地整局長が、国交本省が個別に補助金の交付を決定する都市計画事業を認可するときは、同局長があらかじめ国土交通大臣に協議(事前協議)する旨定めていた。(乙35)
- (2) 関東地整は、上記通達を踏まえて、平成15年3月27日付けで「計画調整第一系の業務」と題する処理マニュアルを作成した。(乙37)
- (3) 平成19年頃までに、国交本省との事前協議が必要となる案件において東京都担当者から関東地整に提出される添付書類については、仮に国交本省から返還されなかったとしても事業認可等に係る事務手続に停滞等が生じないようにするため、各2部作成の上、提出を受けるように取扱いを変更した(乙

46)。

すなわち、本件鉄道事業認可申請時には、上記添付書類を各 2 部作成の上、提出を受ける取扱いにはなっていなかった。

2 国の挙げる図面を誤った経緯に関する事実

国は、図面を誤った経緯について、さまざまな事実を挙げているが、これを時系列的に整理すると以下のとおりとなる。

(1) 平成 15 年 9 月 24 日から平成 16 年 1 月 30 日頃にかけて、東京都の担当職員は、本件鉄道事業の認可について、少なくとも 4 回にわたり、関東地整の担当職員や国交本省の担当職員等と打合せを行った。

(2) 平成 16 年 2 月 2 日、東京都は、関東地整局長に対し、本件設計概要図及び本件事業地表示図を含む書類を添付した本件事業認可申請書（乙 23）を提出し、本件鉄道事業の認可申請をした。

このとき、東京都は、本件設計概要図及び本件事業地表示図を各 1 部だけ作成し、提出した。

(3) 平成 16 年 2 月 18 日、関東地整局長が、本件鉄道事業認可について決裁（事業認可に係る行政審査）をした。

(4) 平成 16 年 2 月 18 日、関東地整建政部長は、国交本省都市・地域整備局街路課長に対し、本件鉄道事業に係る事前協議を申し込んだ。

この事前協議の際に、関東地整は、国交本省都市・地域整備局街路課に対して、本件事業認可申請書の写しを提出し、本件設計概要図及び本件事業地表示図等の添付資料の各原本を貸し出した。

(5) 平成 16 年 3 月 17 日、国交本省都市・地域整備局街路課長は、関東地整建政部長に対し、事前協議の結果、本件鉄道事業の認可について異存ないとの回答をした（乙 36・3 枚目）。

(6) 平成 16 年 3 月 18 日、関東地整局長は、東京都に対し、本件鉄道事業の認可をした（乙 36・4 枚目）。

- (7) 平成 16 年 3 月 23 日、関東地整局長は、本件鉄道事業の認可の告示をした（乙 25）。
- (8) 平成 16 年 3 月 23 日、関東地整局長は、東京都知事、渋谷区長及び世田谷区長に対し、本件設計概要図及び本件事業地表示図の写しを含む本件鉄道事業認可に係る一件書類を送付した。
- (9) 平成 19 年 2 月頃、当時の関東地整建政部の職員が、本件黒ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の原本に受付・受領印が押されていないことに気づき、「平成 16 年 2 月 2 日受領」との受付・受領印を押印した。
- (10) また、平成 19 年 2 月頃、上記職員は、国交本省において保管されていた本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しに「平成 16 年 2 月 2 日受領」との受付・受領印を押印した。

なお、本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しへの押印の経緯は、国の準備書面(13)では、必ずしも明確ではないが、押印がある以上、同写しに直接押印したか、本件黒ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の原本に押印後、写しを取り、その写しを本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しと差し替えたかのいずれかであることになる。

- (11) 平成 19 年 8 月 1 日、国は、本件黒ファイル（乙 36）の図面袋に収納されていた図面（乙 26、乙 27）を本件設計概要図、本件事業地表示図の写しとして書証の申し出を行い、同年 9 月 3 日の口頭弁論期日において提出した。
（平成 19 年提出図面）
- (12) 平成 24 年 3 月 22 日の口頭弁論の後、東京都が保管していた本件設計概要図及び本件事業地表示図の各写しの記載内容と、平成 19 年提出図面の記載内容とが異なることが判明した。
- (13) 平成 24 年 3 月 22 日の口頭弁論の後、平成 19 年提出図面は、本件鉄道事業の認可申請前の打合せの際に使用された本件設計概要図及び本件事業地表

示図の下書きであることが確認された。

- (14) その後の調査の結果、本件水色ファイル（乙 44）が国交本省において保管されていることが判明した。

本件水色ファイルの図面袋に、乙第 33 号証及び乙第 34 号証が収納されていた。

第 3 国の主張における 4 つの不可解と求釈明

- 1 本件設計概要図と本件事業地表示図の写しを事業認可後に関係自治体に送付できたという不可解

(1) 国は、平成 19 年頃までに、国交本省との事前協議が必要となる案件において東京都担当者から関東地整に提出される添付書類については、仮に国交本省から返還されなかったとしても事業認可等に係る事務手続に停滞等が生じないようにするため、各 2 部作成の上、提出を受けるように取扱いを変更したと主張し、本件鉄道事業認可申請時には、東京都は、本件設計概要図及び本件事業地表示図を各 1 部だけ作成し、提出したと主張する。

(2) ここで、上記添付書類が国交本省から返還されなかった場合に事業認可等に係る事務手続に生じる停滞は、同添付書類を利用することができないことによる停滞であるということになる。

そして、法 62 条 1 項は、認可事業の関係自治体に、事業地表示図と設計概要図の写しを送付することを定めていることから、上記添付書類を利用することができないことによる停滞とは、関係自治体に、事業地表示図と設計概要図の写しを送付することができないことによる手続の停滞ということになる。

(3) ところが、本件では、東京都から、本件設計概要図及び本件事業地表示図が各 1 部だけ作成・提出され、その原本を国交本省に貸し出したまま返却されていなかったにもかかわらず、返却されていない図面の写しを関係自治体

に送付したというのである。

そして、上記添付書類が返却されないことによる手続の停滞も起こっていない。

- (4) すなわち、国の主張を前提とすると、本件鉄道事業認可申請時に、東京都が本件設計概要図及び本件事業地表示図を各1部だけ作成し、提出したという事実とその後の手続が停滞しなかったとの事実との間には、明らかな齟齬がある。

2 求釈明 その1

そこで、原告らは、国に対し、以下の釈明を求める。

- (1) 事業認可申請書の添付書類が国交本省から返却されないことにより生じる停滞とは、法62条1項に基づく、関係自治体への事業地表示図と設計概要図の写しの送付ができないことを意味するのか。
- (2) 仮にそうでない場合には、国交本省から返却されないことにより生じる停滞の具体的内容を明らかにされたい。
- (3) 本件では、事業認可等に係る事務手続に停滞が生じたのか。
- (4) 仮に、本件の事業認可等に係る事務手続に停滞が生じたのであれば、どのような停滞が生じたのか具体的に明らかにされたい。

3 平成19年2月の関東地整建政部職員の不可解な行動

- (1) 国は、平成19年2月頃、当時の関東地整建政部の職員が、本件黒ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の原本に受付・受領印が押されていないことに気づき、「平成16年2月2日受領」との受付・受領印を押印したと主張する。

また、国の主張を前提とすると、同職員は、平成19年2月頃、国交本省において保管されていた本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しに「平成16年2月2日受領」との受付・受領印を押印したか、本件黒ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の原本に、「平成16年

2月2日受領」との受付・受領印を押印後、写しを取り、その写しを国交本省に持参し、国交本省において保管されていた本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しと差し替えたことになる。

- (2) なお、本件水色ファイルにつづられていた本件事業認可申請書の写しへの押印が、写しに直接押印されたものか、押印された原本の写しであるかは、本件黒ファイル及び本件水色ファイルの原本を確認すれば、判明すると考えられる。
- (3) 受付・受領印は、受付・受領した日を刻印するものであるから、受付・受領した日に押印することに意味があるものである。

仮に、後日、受付・受領印を押すことが可能であるならば、当該書類を受付・受領した日を改ざんすることも可能となるのであり、行政手続の信頼を著しく損なう行為ということになる。

このような行為が都市計画決定において組織的に行われていたとすると、それ自体が由々しきことであり、かかる行為は、国の提出するその他の証拠の信用性にも関わる重大な問題である。

- (4) 他方、3年前の書類に、職員が単独の判断で受付・受領印を押印するということは、到底考えられないし、また、当該職員が、本件事業認可申請書の原本だけでなく、国交本省に送付した写しにまで、受付・受領印を押印しに行ったか、写しを持参して差し替えたということも、なかなか想像できない不可解な行為である。

4 求釈明 その2

そこで、原告らは、国に対し、以下の釈明を求める。

- (1) 本件黒ファイルと本件水色ファイルについては、写真が証拠として提出されているが、各文書の原本を証拠として提出するとともに、その写しを交付されたい。
- (2) 本件黒ファイルの本件事業認可申請書の原本への押印及び本件水色ファイ

ルの本件事業認可申請書の写しへの押印は、当時の関東地整建政部の職員の個人の判断で行ったものか、あるいは、同部の判断として行ったものか。

- (3) (2)において、上記押印が上記職員の個人の判断で行ったものである場合、関東地整建政部は、同職員の行為を把握していたか。

5 下書きであることが判明したという不可解

- (1) 国は、平成 24 年 3 月 22 日の口頭弁論の後、平成 19 年提出図面は、本件鉄道事業の認可申請前の打合せの際に使用された本件設計概要図及び本件事業地表示図の下書きであることが確認されたと主張する。
- (2) しかし、なぜ下書きであることが確認されたのか、その理由については一切触れていない。

国は、「その後の調査の結果」、本件水色ファイルが国交本省において保管されていることが判明したと主張するが、本件水色ファイルさえ発見されていない段階で、本件黒ファイルにつづられていた図面が「下書き」であることを確認したというのは、非常に不可解である。

6 求釈明 その 3

そこで、原告らは、国に対し、以下の釈明を求める。

- (1) 平成 19 年提出図面が、本件鉄道事業の認可申請前の打合せの際に使用された本件設計概要図及び本件事業地表示図の下書きであることが確認された理由と経緯を具体的に示されたい。

7 本件水色ファイルが最後まで発見されなかったという不可解

- (1) 国は、平成 24 年 3 月 22 日の口頭弁論の後に、平成 19 年提出図面が本件鉄道事業の認可申請前の打合せの際に使用された図面の下書きであることを確認し、その後の調査の結果、本件水色ファイル（乙 44）が国交本省において保管されていることが判明したと主張する。
- (2) しかし、前述のように、平成 19 年 2 月頃に、当時の関東地整建政部の職員は、本件黒ファイルの事業認可申請書の原本に受付・受領印を押印し、本件

水色ファイルの事業認可申請書の写しにも押印したか、押印後の写しと差し替えている。つまり、関東地整の職員は、本件水色ファイルが国交本省に存在していることを知っていたのである。

また、手続的にも、事前協議があったことは関東地整において、明白な事実である。

そうすると、事前協議に対応するための書類である本件水色ファイルが国交本省に存在していることは、関東地整にとって明らかであったはずである。

- (3) ところが、本件水色ファイルの存在が最近まで不明であったというのは、極めて不可解である。

8 求釈明 その4

そこで、原告らは、国に対し、以下の釈明を求める。

- (1) 関東地整は、平成24年3月22日の口頭弁論の後に調査するまで、本件水色ファイルが国交本省に存在することを知らなかったのか。
- (2) 「調査の結果」、水色ファイルを発見したというが、具体的にどのような調査を行ったのか、明らかにされたい。

以上